

各都道府県臨床心理士会御中

ご報告とお願い

「高市早苗自由民主党政務調査会長（現在、総務大臣）に公認心理師法案の問題点を訴えてきました」

奈良県臨床心理士会役員執行部です。

われわれ奈良県臨床心理士会役員執行部の会長石田陽彦、副会長川上範夫、同川崎圭三の3名は8月25日、午後、奈良県選出の自由民主党衆議院議員、高市早苗氏（現総務大臣、前自由民主党政務調査会長）と永田町の自由民主党本部政務調査会長室において、予定を大幅に超えて約40分間、面談して参りました。

そこでわれわれがこれまでも明示してきた公認心理師法案についての強い懸念を訴えました。

われわれが持参した懸念は次のようです。

まず、現在の問題点を一目で伝えるため、日本心理臨床学会、日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会、（専門職大学院を含む）の歴史をイラスト化して提示して次のように伝えました。（「問題の経緯」を図示した資料を提示しました。）

この公認心理師法案を推し進めようとしてきている日本臨床心理士会は同じ“仲間”であるはずの日本臨床心理士資格認定協会、及び協会認定の臨床心理士有資格者を実質的に切り捨て「レベルが低くてもよいから国家資格を求める」と動いてきている。公認心理師という形で専門性の低い臨床心理専門家ができたら国民の幸せにはつながらない。実は全国的にこの専門性のレベルが下がるということにさまざまな観点から懸念を表明する仲間は多くいる。（全国関係者からの公認心理師に対する反対や懸念を表明した文書等の一覧および文書コピーの一括資料を用意して提示しました。）

加えて、もし法案が成立する運びになるならばその中に「現在ある臨床心理士資格レベルより専門性を下げないことが明確に盛り込まれなければならない。」と考えている。「このことの実現のためにぜひお力をお貸しいただきたい。」と主張することにしておりました。

実際には、面談はわれわれの予定より幅広いものとなりました。まず日本臨床心理士会の動きに関する懸念に対して公正にご理解いただき、その上で高市議員から「自由民主党政務調査会長の名前で（われわれが持参した資料を添えて）厚生労働省、事務次官宛に問題点を検討するよう依頼する」との約束をいただきました。

（その後、9月2日の時点で、厚生労働省事務次官あてに「高市早苗自由民主党政務調査会長」のお名前で親書を添えて資料をお渡しいただいた旨、高市議員から直接お伺いしました。）

さらに具体的な今後の運動の策として、高市議員から「現在まで公認心理師法制化に向けての動きは一部の組織からだけのものが伝わっているように見える。他の立場からの意見があることをちゃんと表明すべきである。」とのご助言をいただきました。

最近の日本臨床心理士会（東京執行部）を中心とした公認心理師法案についての地方説明会では、かつての「二資格一法案」を目指した時のビジョンはなきものにされてきています。

こうした動きの意味について、第一義的には日本臨床心理士資格認定協会、および日本臨床心理士養成大学院協議会が自らの存在意義に関わる重大な危機としてお受け止め頂きたいところですが、加えて、これまで各地、各方面で誠実に活躍してこられた臨床心理士の先生方に現在の状況推移の深刻さを改めてご認識頂きたいと願う次第です。

なお、このご報告と同時に、日本臨床心理士資格認定協会、ならびに日本臨床心理士養成大学院協議会にも同様の趣旨の懸念とお願いをお伝えしてあります。

現在まで真摯に努力を重ねて主体的に実績をあげてきた全国臨床心理士のだれもが専門性の誇りを貫くことができるよう、間違った方向への動きに対しては明確に反対の意思表示をしていただきたいと思います。願うものです。

平成 26 年 9 月 4 日

奈良県臨床心理士会

会長 石田陽彦

副会長 川上範夫

副会長 川崎圭三

(発信責任)